# 居宅介護支援重要事項説明書

ねこの手

株式会社スターフィッシュ

# 重要事項説明書

弊社の事業所では、御利用者のサービス事業者選択への支援を行うにあたっては、ご利用者の希望、必要性に反して、特定の事業者・法人への利益誘導を行う事がないよう、その選定又は推薦に関しては公正中立に行っています。

1 事業所の概要

| | |
|---|---|
| 事業所名 | ねこの手 |
| 所在地 | 神奈川県川崎市麻生区白鳥1-15-17 |
| 事業者指定番号 | 神奈川県指定　事業所番号: 1475602791 |
| 管理者・連絡先 | 齋藤　圭一　　TEL（044）281-3739　FAX（050）3450-7664 |
| サービス提供地域 | 川崎市麻生区・多摩区･宮前区<br>東京都町田市・稲城市・多摩市、横浜市青葉区 |

2 事業所の職員体制等

| 職　　種 | 従事するサービス種類、業務 | 人　　員 |
|---|---|---|
| 管　理　者 | 介護業務の運営及び管理業務 | 常勤　１　名（兼務） |
| 介護支援専門員 | 介護計画作成及び介護認定申請代行等 | ３名(常勤兼務1名、常勤専従1名、非常勤専従１名) |

3 営業時間

| 区　　分 | 平　　日 | 曜　日 | 土　日　・　祭　日 |
|---|---|---|---|
| 営　業　時　間 | 9：00～18：00 | 月～金 | 休　業　日 |

（注）年末年始（12/31～1/3）は、「休祭日」の扱いになります。

4 サービス利用料及び利用者負担

（1）　居宅介護支援については、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合、別紙①料金表の全額をいったんお支払い頂くことになります。

（2）　介護支援専門員が通常のサービス地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費(実費）の支払が必要となります。

（3）　利用料金のお支払い方法

前記（１）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．口座振替　　・事態に応じお知らせいたします。

イ．指定口座への振り込み　・事態に応じ手続きいたします。

前記（２）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

5 当社のサービスの方針

居宅介護を受けられる方々が、安心して老後生活を営まれる介護支援サービスを実施いたします。

6 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

| | |
|---|---|
| 当社お客様相談コーナー | 電 話 番 号　044-281-3739 |
| | F A X 番 号　050-3450-7664 |
| | 相 談 員（責任者） 齋藤圭一 |
| | 対 応 時 間　9：00～18：00 |

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

| | |
|---|---|
| 川崎市介護保険相談窓口 | 所 在 地 川崎市川崎区宮本町１番地 |
| | 電 話 番 号 044-200-2678 |
| | 対 応 時 間　9：00～17：00 |
| 神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連） | 所 在 地 横浜市西区楠木町27番地1号 |
| | 苦情直通番号　045‐329-3447 |
| | 対 応 時 間　8：30～17：15 |

7 当社の概要

| | |
|---|---|
| 名称・法人種別 | 株式会社スターフィッシュ |
| 代表者名 | 代表取締役　齋藤　圭一 |
| 本社所在地・電話 | 川崎市麻生区五力田３−１４−１０<br>電話　044−281−3739 |
| 業務の概要 | ○居 宅 介 護 支 援<br>○訪 問 介 護 業 務 |
| 事業所数 | １ ヵ 所　（2事業） |
| 所在地・事業名 | 川崎市麻生区白鳥１−１５−１７　居宅介護支援、訪問介護 |

8 事業計画、財務内容サービス提供記録等の閲覧当事業所では、事業計画や財務内容等の閲覧に関して、ご利用者名およびご利用者とその家族のうちこれを希望される方には閲覧を許可しています。ご希望者は、閲覧希望書に必要事項を記入し、社員まで御申し込み下さい。閲覧希望書は事務所にありますので必要な方は社員までお申し付け下さい。

9 個人情報の利用について

（1） 当事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理すると共に保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかに且つ適正に処分します。

（2） 当事業所で得た個人情報は下記目的に限って使用します。

1） 居宅介護支援業務及び介護予防支援業務の遂行

2） サービス担当者会議での情報共有

3） 各サービス担当者及び主治医との情報共有

4） 当事業所内でのカンファレンス・ミ―ティング

5）　関連学会、研修会での匿名下での発表

6）　その他官公庁等の法律法令上の照会時

（3）　本人に生命の危機等重大な危険が迫っている場合等はこの限りではありません。

（救急病院への情報伝達など）

（4）　利用目的が変更される場合には事前に変更事由を説明し、変更届に同意した上で利用変更します。

10　サービスの利用に関する留意事項

（1）　サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）　介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由　を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。　ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(３)利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者自身の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう、連携に努めます。

①ケアプランに位置づける事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は事業所に不当に偏することがないよう公平中立に行い、プランに位置づける事業所は複数の事業所を紹介します。

②利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。

居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者などの選定理由について説明させていただきます。 分かりにくいことがあれば遠慮なくご質問ください。

③訪問介護・福祉用具貸与・通所介護・地域密着型通所介護については、ケアプランに位置づけられた法人については別紙②にてお知らせします。